

68 徴兵令中徴兵入営期限を改正追加の件公布

〔明治十九年十一月〕

陸軍大臣伯爵 大山 巖
内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ本件改正ノ義ハ来二十年四月一日ヨリ実施候様致度此段申添候也

(注記1)

(合森)

(注記2) (山田)

徴兵入営期限改正之義上奏

(注記3)

本邦徴兵ノ儀ハ毎年九月一日ヨリ翌年四月十日迄ノ間ニ於テ調査ノ事務ヲ行ヒ四月二十日ヨリ五月二十日迄ニ入営セシメ五月ヨリ十月迄ノ間ニ於テ新兵ヲ訓練スルノ成規タリ然ルニ徴兵ノ調査ハ数万ノ壮丁ヲ召集シ身体ノ検査并ニ抽籤等ヲ行フモノナレハ

(注記4) (注記5)

レハ五寒ノ際ニ在テハ事務自ラ渋滞シ加旃防寒ノ為メ巨多ノ費用ヲ要スルハ免カル可カラサルノ事実ニ有之且盛夏炎天ノ候ニ在テ新兵ヲ訓練スルハ何レノ地方ヲ問ハス一般ニ労多クシテ却テ其効尠ナク又陸軍ニ在テ予備兵ノ復習ハ新兵入営前ニアラサレハ諸種ノ障碍有之完全ノ演習ヲ行フコト能ハス然ルニ二月ノ間ハ五寒氷雪ノ候ニシテ野外演習等ヲ為シ得可カラス之ヲ三月四月ノ交ニ施行セントスルトキハ會計年度ニ跨リ經理上ノ支障尠カラス到底入営期限ヲ変更スルニアラサレハ其弊害ヲ避クルヲ得ス故ニ毎年四月一日ヨリ十一月二十日迄ニ於テ調査ノ事務ヲ行ヒ十二月一日ヨリ同月二十日迄ノ間ニ於テ新兵ヲ入営セシメ候様致度依テ徴兵令中改正接取調此段上奏候也

明治十九年九月十一日

海軍大臣伯爵 大山 巖

〔下札1〕

朕徴兵令中改正〔追加〕ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

陸軍大臣

海軍大臣

法律第 号

明治十六年^{十二月}第四十六号布告徴兵令中左之通改正〔追加〕明

〔下札2〕

〔下札3〕

治二十年四月一日ヨリ施行ス
第二十二三条中「九月十六日」〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ「四月十六日」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

第三十四条中「九月一日」〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ「四月一日」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

第三十五条中「九月一日」〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ「四月一日」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

同条中「翌」年四月十日〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ「十一月二十日」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

第三十六条中「其年ノ九月一日」〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ「其年^{十一月二十一日}以後十二月^{三十一日迄}」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

保ル者ハ翌年^{抹消}「四月一日」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

同条〔但書〕中「九月十六日以後翌年四月十日以前」〔加筆・朱書〕
〔トアル〕ヲ

「四月十六日以後十一月二十日以前」〔加筆・朱書〕
〔ト改ム〕

第三十七条中「八月十五日迄」^(加筆・朱書)「トアル」ヲ「三月十五日迄」^(ト改ム)

第四十条中「其年九月一日」^(加筆・朱書)「トアル」ヲ「翌年四月一日」^(ト改ム)

第四十二条中「四月二十日」^(加筆・朱書)「トアル」ヲ「十二月一日」^(ト改ム)

^(注記6)
明治十九年十一月二日

内閣総理大臣 花押^(伊藤) 法制局長官 印

各省大臣		外務 ^(井上) 大蔵 ^(松方)		海軍 ^(大山) 文部		通信 ^(榎本)	
内務	花押 ^(山田) 陸軍 ^(大山)	司法 ^(山田)	農商務				

別紙陸海軍両大臣上奏徴兵入営期限改正ノ件ヲ按スルニ新兵入営期限即チ四月廿日ヨリ五月廿日マテヲ改メテ十二月一日ヨリ同廿日マテト為ントスルニ在リ其理由ハ上奏書中ニ陳述スル如ク互寒ノ際ニ在テ身体ノ検査ヲ為シ酷暑ノ候ニ於テ新兵ヲ訓練スル等其它兵民共ニ多少ノ妨碍ヲ蒙ルニ其因スルモノニシテ此改正ヲ要スル一審ニ今日ニ始マルニアラス現ニ今ノ入営期限ハ農業者ニ在テ最モ繁劇ノ時期タリ依テ本按ノ如ク改正スルハ其宜ヲ得タルモノトス

又分営所在ノ諸嶋嶼ニ漸次警備隊ヲ設置シ特ニ其地方ノ警備及保護ニ任セシメントスルハ陸軍大臣之ヲ上奏セリ是レ最モ緊要ノ一アリトス就中目下急施ヲ要スルハ対馬国ニ在リ而シテ該地徴兵ノ一別ニ一區ヲ設ケ其壯丁ヲ悉皆徴集シ在営滿一年ノ後

帰休ヲ命シ其技芸ニ熟シ行状方正ナル者ハ一年未滿ト雖モ帰休セシムルノ特典ヲ与ヘ一ハ以テ各自ノ營業上及該地ノ經濟ニ妨碍ナカラシメ一ハ以テ其人民ニ自守ノ元氣ヲ發達セシメ仍ホ漸次該地ニ兵員ヲ増加シ有事ノ日ニ方リ援ヲ他ニ需ムルノ憂ナカラシメントスルニ在リ是レ徴兵令第八條ニ「警備隊ヲ置キタル嶋嶼ノ壯丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地内ニ於テ服役セシム但在営時間ハ一個年以内トス」ノ數句及第二十四條第一項ノ末尾ニ「又警備隊ヲ置キタル嶋嶼ハ各別ニ一區ト為ス」ノ二十字ヲ追加セントスル所以ナリ其他ノ諸嶋嶼警備隊モ亦急施ヲ要セサルニアラスト雖モ先ツ對馬国ノミニ設置シ它ノ諸嶋嶼ハ目下設置シ得ヘカラサル事情アルヲ以テ漸次設置セラレ可然ト認ム

又文部大臣ニ於テ官立府県立学校ト同等ナル公私立学校ヲ定メ其公私立学校ニ於テ脩業スル生徒ハ官立府県立学校生徒ト齊シク徴集猶予ニ属セシメハ自カラ一年志願兵ノ人員ヲ増シ而シテ士官若クハ下士適任証書ヲ附与スヘキ者モ亦増加スルハ言ヲ竣タス是レ有事ノ日ニ方リ士官下士欠員ノ憂ナカラシメントスルニ在リ依テ徴兵令第十一條第十二條第十八條第十九條第二十條中学校ノ下ニ「及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校」ノ十九字ヲ追加セントスルハ其宜キヲ得タルモノトス

右ニ由リ^(抹消)「法律」^(加筆)「勅令」案左ノ通ニテ可然哉

^(抹消)「法律」^(加筆)「勅令」案

朕徴兵令中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治十九年十一月二十一日 陸軍大臣

(抹消) (加筆) 〔法律〕(勅令) 第 号

明治十六年^{十二月}第四十六号布告徴兵令中左ノ(抹消)改正追加シ明治二十年四月一日ヨリ施行ス(加筆)〔通改正追加シ明治二十年四月一日ヨリ施行ス但第八條ニ追加ノ項ハ直ニ施行ス〕

第八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

警備隊ヲ置キタル嶋嶼ノ壮丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地内

ニ於テ服役セシム但在營時間ハ一個年以内トス

第十一條第十二條第十八條第二項第十九條中「小学校」ノ下第

二十條第三項第五項中「学校」ノ下ニ各左ノ十九字ヲ加フ

及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校

第二十三條中「九月十六日」トアルヲ「四月十六日」ト改ム

第二十四條中「一区ヲ設ク」ノ下ニ「又警備隊ヲ置キタル嶋嶼

ハ各別ニ一区ト為ス」ノ二十字ヲ加フ

第三十四條中「九月一日」トアルヲ「四月一日」ト改ム

第三十五條中「九月一日」トアルヲ「四月一日」ト改ム

同條中「翌年四月十日」トアルヲ「十一月二十日」ト改ム

第三十六條中「其年ノ九月一日」トアルヲ「其年^{十一月二十一日}以後^{十二月二十}

一日迄^{ニ係} 四月一日」ト改ム

同條中「九月十六日以後翌年四月十日以前」トアルヲ「四月十

六日以後十一月二十日以前」と改ム

第三十七條中「八月十五日」トアルヲ「三月十五日」ト改ム

ト改ム

第四十條中「其年九月一日」トアルヲ「翌年四月一日」ト改ム
第四十二條中「四月二十日」トアルヲ「十二月一日」ト改ム

元老院議定

内閣委員

參事官 曾禰荒助

徴兵令中改正追加ノ件

右其院議定ニ付ス

明治十九年十一月九日

内閣總理大臣

元老院議長宛

(朱書) 〔乾第五百二十九号〕

(印)

本月九日下付有之候徴兵令中改正追加ノ件本院議定案

勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候也

明治十九年十一月十五日

元老院議長伯爵 大木喬任

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

本月九日下付セラレシ徴兵令中改正追加ノ件今十五日會議ニ於

テ修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ箇所及ヒ院議ヲ朱書シ謹

テ之ヲ上奏ス

明治十九年十一月十五日

元老院議長從二位勲一等伯爵 大木喬任 印

〔朱書〕
〔勅令第七十三号〕

明治十六年^{十二}第四十六号布告徴兵令中左ノ通改正追加シ明治二十年四月一日ヨリ施行ス但第八條ニ追加ノ項ハ直ニ施行ス
第八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壮丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地内ニ於テ服役セシム但在當時間ハ一箇年以内トス

第十一條第十二條第十八條第二項第十九條中〔小学校ヲ除ク〕ノ下第二十條第三項第五項中「学校」ノ下ニ各左ノ十九字ヲ加フ
及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校

第二十三條中「九月十六日」トアルヲ「四月十六日」ト改ム
第二十四條中「一区ヲ設ク」ノ下ニ「又警備隊ヲ置キタル島嶼ハ各別ニ一区ト為ス」ノ二十字ヲ加フ

第三十四條中「九月一日」トアルヲ「四月一日」ト改ム
第三十五條中「九月一日」トアルヲ「四月一日」ト改ム

同條中「翌年四月十日」トアルヲ「十一月二十日」ト改ム
第三十六條中「其年ノ九月一日」トアルヲ「其年^{十一月二十一日}以後^{十二月三十}一日迄ニ係ル者ハ翌年四月一日」ト改ム

同條中「九月十六日以後翌年四月十日以前」トアルヲ「四月十六日以後十一月二十日以前」ト改ム

第三十七條中「八月十五日^{〔抹消〕}」トアルヲ「三月十五日^{〔抹消〕}」ト改ム

第四十條中「其年九月一日」トアルヲ「翌年四月一日」ト改ム
第四十二條中「四月二十日」トアルヲ「十二月一日」ト改ム

〔朱書〕
〔院議〕 第三十七條中「迄」ノ二字ヲ削リ前後其文例ヲ一ニス

〔朱書〕
〔院議〕 第三十七條中「迄」ノ二字ヲ削リ前後其文例ヲ一ニス

〔注記7〕
明治十九年十一月十八日
内閣總理大臣 花押〔伊藤〕
〔田中〕
〔谷森〕

各省大臣		〔注記8〕 〔抹消〕	
内務	外務	陸軍	海軍
		大藏	文部
		司法	農商務
			通信

別紙元老院上奏徴兵令中改正追加ノ件ハ同院議定ノ通施行相成可然ト信認ス

〔朱書〕
参照

徴兵令

第二十三條 第十八條第一項第二項第三項第四項〔陸海軍生徒ヲ除ク〕第十九條第二十一條ニ当ル者ト雖モ第三十五條ニ示シタル徴兵各

自届出期限即チ九月十六日〔加筆・墨書〕〔四月十六日〕以後ニ係ル者ハ徴集ヲ猶予スルノ限ニ在ラス

第三十四條 毎年一月ヨリ十二月迄二年齡滿十七歳ト為ル者ハ其年ノ九月一日〔加筆・墨書〕〔四月一日〕ヨリ同月十五日迄ニ戸主〔本人戸主ヲ下戸主トアルモノ皆同〕ヨリ本人ノ氏名族籍住所誕生ノ年月日及ヒ職業ヲ記載シ本籍ノ戸長ニ届出可シ

第三十五條 毎年一月ヨリ十二月迄二年齡滿二十歳ト為ル者ハ其年ノ九月一日〔加筆・墨書〕〔四月一日〕ヨリ同月十五日迄ニ書面ヲ以テ戸

長ヨリ本籍ノ戸長ニ届出可シ若シ届出ノ後翌年四月十日〔加筆・墨書〕〔十一月二十日〕迄ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ詳記シ三日以内ニ本籍ノ戸長ニ届出可シ但二十歳未滿ニシテ現ニ服役

〔朱書〕
〔院議〕 第三十七條中「迄」ノ二字ヲ削リ前後其文例ヲ一ニス

〔朱書〕
〔院議〕 第三十七條中「迄」ノ二字ヲ削リ前後其文例ヲ一ニス

スル者ハ届出ルニ及ハス

第三十六条 第十七条ニ当ル者其資格ヲ失ヒ第十八条第十九条

第二十一条ニ当ル者其事故止ミ及ヒ第三十二条但書ニ当ル異

動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ詳記シ其年ノ九月一日(其年十一月二十一日以後十二月三十一日迄ニ係ル者ハ翌年)

四月一日ヨリ同月十五日迄ニ戸主ヨリ

本籍ノ戸長ニ届出可シ但九月十六日以後翌年四月十日以前

(加筆・墨書)四月十六日以後十一月二十日以前本条ニ当ル者ハ三日以内

二本籍ノ戸長ニ届出可シ

第三十七条 他ノ府県ニ寄留スル者其地ニ於テ徴集ニ応セント

欲スルトキハ其地ニ居住スル者戸主ヲ以テ証人ト為シ八月十五日迄(加筆・墨書)

三月十五日迄ニ戸主ヨリ其旨ヲ本管庁ニ願出可シ但第

三十五条ノ届書ハ寄留地ノ戸長ニ差出ス可シ

第四十条 第三十七条ニ掲クル者其年九月一日(翌年四月一日)

ニ至ルモ事故猶止マサルトキハ之ヲ翌年廻シノ者ト為シ翌年

更ニ検査ヲ遂ケ他ノ徴員ニ先チ徴集ス可シ但戦時若クハ事变

ニ際シ兵員ヲ要スルトキハ翌年徴集ノ期ヲ待タス徴集ス

第四十二条 常備現役年ノ計算ハ総テ其入営年ノ四月二十日

(加筆・墨書)十二月一日(第四十一条ニ掲クヨリ起算シ予備役及ヒ後備役年ル者ハ入営ノ当日)

期ノ計算ハ其定例編入ス可キ年ノ四月二十日(加筆・墨書)

十二月一日ヨリ起算ス但禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ警視ニ付セラレ又ハ逃亡

シタル者其刑期中ノ日数及ヒ逃亡中ノ日数ハ服役年ノ計算ニ算入

セス

参照

徴兵令

第八条 陸軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職

業ニ従ヒ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵及ヒ雜卒職工ニ區別シ抽籤

ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

海軍現役兵ハ海軍所要ノ人員ニ応シ沿海地方及ヒ島嶼ノ人民

ヲ調査シ海軍ニ適スル職業ニ従ヒ水兵火夫職工等ニ區別シ抽

籤ノ法ニ依リ当籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但海軍志願兵徴募規則

ニ依リ就役スル者ハ本令ノ限ニ在ラス(抹消)ノ次ニ左ノ一項ヲ

加フ

(抹消)対馬国壯丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地内ニ於テ服役セシ

ム但在営時間ハ一個年以内トス

(加筆)警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地

ニ於テ服役セシム但在営時間ハ一個年以内トス

第二十四条 徴兵区ハ軍管師管及ヒ府県ノ区域ニ従フ其軍管ニ

従フモノヲ軍管徴兵区ト為シ師管ニ従フモノヲ師管徴兵区ト

為シ府県ニ従フモノヲ府県徴兵区ト為ス但府県ノ管地兩師管

ニ分属スルモノハ師管毎ニ一區ヲ設ク(抹消)対馬国ハ別ニ一

区トス(朱書・抹消)軍管及ヒ師管ノ徴兵区域ハ別表ニ掲(加筆)又警備隊ヲ置

キタル島嶼ハ各別ニ一區ト為ス

軍管及ヒ師管ノ徴兵区域ハ別表ニ掲ク

(注記9)

嶋嶼分営徴兵人員概算表

嶋嶼名 十八年一月一日調人 □ 二十歳壯丁 合格者

佐渡	十萬〇六千九百三十七	十八年	七百七十四	十八年	三百五十八
隠岐	三万二千五百五十七	同	二百八十二	同	百三十二
対馬	三万〇六百三十六	同	三百〇七	同	百五十三
大島	十三万〇九百十七	同	千九百十七	同	三百八十
五島	六万九千四百四十一	同	七百三十八	同	三百二十三
沖繩	三十六万六千八百六十四	同	三千二百六十六	同	千三百三十二
小笠原島	二百二十九	同	二	同	零八分

備考

一、本表二十歳壯丁及ヒ合格者ノ人員ハ實際ノ現在数トス
二、沖繩及ヒ小笠原島ハ比例ヲ以テ算出ス

参照

徴兵令

第十一条 年齢満十七歳以上二十七歳以下ニシテ官立府県立学校（加筆・墨書）小学校（加筆・墨書）ヲ除ク〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校〕ノ卒業證書ヲ所持シ服役中食料被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ願ニ因リ一箇年間陸軍現役ニ服セシム
其技芸ニ熟達スル者ハ若干月ニシテ帰休ヲ命スルコトアル可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ
第十二条 現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校（加筆・墨書）小学校（加筆・墨書）ヲ除ク〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校〕ノ歩兵操練科卒業證書ヲ所持スル者ハ其期末夕終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ
第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス
第二項 官立府県立学校（加筆・墨書）小学校（加筆・墨書）ヲ除ク〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之

ト同等ノ学校〕ノ卒業證書ヲ所持スル者ニシテ官立公立学校教員タル者（採消）〔タル之ト同等ノ学校教員タル者〕

第十九条 官立府県立学校（加筆・墨書）小学校（加筆・墨書）ヲ除ク〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校〕ニ於テ修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六箇年以内徴集ヲ猶予ス

第二十条 左ニ掲クル者ハ予備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス復習点呼ノ為メ召集スルコトナシ但戦時若クハ事変ニ際シテハ太政官ノ決裁ヲ經テ召集スルコトアル可シ

第三項 官立公立学校（採消）〔教員〕（加筆・墨書）〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校教員〕

第五項 官立府県立医学校（加筆・墨書）〔及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校〕ノ卒業證書ヲ所持シテ医術開業ノ者

（注記10）別紙陸軍省上申徴兵令第四拾二条中改正ノ件ヲ案スルニ徴兵入営ノ期日即チ四月廿日ヲ五月一日ニ改メントスルノ原因ハ凡ソ三アリ第一ハ先般會計年度改正相成依テハ従前ノ復習日限両年度ニ跨リ計算上不都合ヲ生スルカ為メ第二ハ従前ノ復習時間ヲ他ノ時季ニ於テセントスルモ秋季ハ検閲ニ差支リ其他ハ寒暑ニシテ復習ヲ為ス可キノ時候ニ非サルカ為メ第三ハ現役ヨリ予備役又予備役ヨリ後備役ニ編入スルハ各兵復習済ノ上タル可キニ會計年度ニ跨カラサル様復習セシムルトキハ各役満期兵ノ編入悉皆復習期限内ニ在テ實際其取扱難相成カ為メトニ在リ是皮相ノ見ニ在テハ緊要ニシテ已ムヲ得サル者ノ如シト雖モ其大体ニ

就テ之ヲ論スレハ大ニ然ラサル者アリ請フ試ニ之ヲ論セン徵兵令第十三条及ヒ第十四条ニ於テ予備後備ノ復習八年々一度六十日以内ノ明文之アリ然ルニ今日ノ實際ニ在テハ定例春季ニ於テ三四週間ノ復習ヲナスニ過キス本上申ノ如キモ其文意ヲ按スレハ到底四月ノ一ヶ月ヲ以テ其期限ト定メントスルニ在リ果シテ此ノ如クナレハ其入営期限ヲ改メントスルノ不可ナルヲ論スルニ先タチ其一大要点タル徵兵令第十三条ノ明文ニ背馳セントスルノ非ナルヲ論セサル可カラズ抑々今日ニ在テハ財政ノ都合ニ依リ十分ノ兵力ヲ養フ可カラサルハ之ヲ如何トモスルコト能ハスト雖モ來日ニ於テハ必ス紙上ノ兵力ヲシテ実力ヲラシメサル可カラズ然ルニ本上申ノ如キ復習時間ヲ短縮セントスルハ其原一二復習費ノ不足ニ在リ是レ已ムヲ得サルノ情実ナリトスルモ彼ノ復習ノ緊要ナル之カ為メニ決シテ放過ス可カラサル者タリ尤モ常備隊ニ編入シテ復習セシムル所ノ予備兵ハ現役ヲ離レシコト猶未タ遠キニ非スト雖モ該時間ニテ規律ヲ始トシ諸勤務練兵演習射的等ヲ悉皆復習セシムルコト得テ望ム可キニ非ス況ヤ兵ニ第一ノ要タル規律ナルモノ已ニ頭腦ヨリ消散シタル後備兵ニ於テヲヤ是レ其一ナリ復習ノ緊要ニシテ其時間ヲ短縮ス可カラサル此ノ如シト雖モ已ムヲ得サルノ情実ヨリシテ今日迄未タ予備後備ノ両兵ヲ召集シテ復習ヲ為セシコトナク唯予備兵ヲ以テ常備隊ヲ戰時ノ定員ニ充實シタルニ止メ其時間ハ三四週間ニ過クルコトナシ斯ノ如クシテ以テ兵ノ実力ヲ維持セント欲セハ今後財政ノ都合ヲ得予備兵後備兵ヲシテ悉ク復習セシムルヲ得ルニ至ルモ仍ホ今日ノ如ク復習ノ節ハ常備隊ヲ戰時ノ定員ニ

充タスノミニ止メ残余ノ予備兵及ヒ後備兵ニハ一切復習ヲ為サシメストスルカ今ノ兵制ヲ考フレハ五種兵ノミノ員數ニ於テ凡ソ拾八万ニ止ル可シ而シテ彼ノ限界アル時間即チ四月中ニ於テ之カ復習ヲ為サシメントスルハ言フ可クシテ行フ可カラズ果シテ然ラハ所謂紙上ノ兵力アリテ其実力ノ如キハ表面ノ三分一ニモ上ラサルニ至ルヤ必セリ是レ其ニナリ従前ノ定例ハ常備隊戰時ノ定員ノミヲシテ復習ヲ為サシムルニ止マルヲ以テ各兵ノ編入ハ其復習済ノ上之ヲ為スモ些少益スル所アリテ損スル所ナキカ如シ然ルニ予備兵ノ全部及ヒ後備兵ヲシテ復習ヲ為サシムルヲ得ルノ日ニ至ルモ亦本稟ノ如キ期日ニ於テ復習ヲ為サシメタル後各兵ノ編入ヲ為ストキハ其損スル所ヲ補フニ其益スル所ヲ以テセントスルモ得テ能フ可キニアラス何トナレハ上申ノ如キ期日ニ於テ復習ヲ為シタル後各兵ノ編入ヲ為ストキハ現役ヨリ予備役ニ入ル者ニ於テハ僅ニ益スル所アルモノ予備役ヨリ後備役ニ入ル者ニ於テハ公私共ニ益スル所ナケレハナリ況ヤ後備役最終ノ年ニアル者ニ於テヲヤ其予備役ヨリ後備役ニ編入ス可キ者ハ其編入済ノ上後備兵復習トシテ之ヲ召集スルハ爾後事アルノ日ニ臨ミ召集編隊ニ便ナルノミナラス各人ニ於テハ戰友互ニ己ヲ知り期セスシテ兵ノ実力ヲ養成増加スルノ益アリ又後備役最終ノ年ニアル者ヲ上申ノ如キ期日ニ於テ復習セシムルハ之ヲ為サシメサルニ優レルト雖モ復習後直ニ國民兵タル可キモノナルカ故ニ其益スル所遠ク且ツ僅少ナリト云フテ可ナリ依テ熟考スルニ復習ノ期及ヒ時間ハ來日ニ於テ之ヲ變更セサルヲ得サルニ至ルヤ必セリ是レ其ニナリ故ニ今ノ謀ヲ為スニ財政ノ都合ヲ得

徴兵令明文ノ如ク実地六十日以内ノ総復習ヲ為サシムルヲ図ルハ尤モ緊要ノコトナリ且法律ノ改正ハ現在ノ景況ト未来ノ影響トヲ斟酌シテ理アリ益アルモノニ限り之ヲ為ス可キナリ一ノ法律中間々他ノ新法律ノ為メニ幾分カ其施行ヲシテ或ハ緩ナラシメ或ハ急ナラシムルコトアルモ其時々法律ヲ改正ス可キモノニ非ス況ヤ理ニ基テ論シ益ヲ量テ論スルニ僅カニ今日ニ於テ不都合ヲ感スルコトアルモ来日ニ於テ大ニ国家ニ利益スル所アルノミナラス其感スル所ノ不都合モ亦他ニ之ヲ消除スルノ方法ナキニ非サルモノニ於テヲヤ本上申ノ如キハ独り會計ノ計算上ヨリ之ヲ論スレハ多少不都合ナキニ非スト雖モ軍備上ヨリ之ヲ熟考スレハ緊要ナル改正ニアラス又止ムヲ得サルノ改正ニアラス果シテ本稟ノ如ク入営期即チ四月廿日ヲ五月一日ニ改ムルモ軍備上一モ益スル所ヲ見ス然ラハ之ヲ五月二十日或ハ六月一日ニ改メンカ得テ為ス可キニアラス何トナレハ徴兵事務上止ムヲ得サルニ因リテ定マリタル彼ノ四月廿日スラ仍ホ徴兵令第三条ノ明文ニ対シ稍々其当ヲ失スルカ如キノ感ナキ能ハス況ヤ今更ニ之ヲ五月廿日或ハ六月一日ニ改ムルニ於テハ恰モ徴兵ヲシテ三個月ト五個月ノ現役ニ服セシムルト同一一般ナレハナリ意フニ復習費ノ支出ハ佗ノ定費ノ如ク之ヲ十二個月ニ分割シテ為サ、ルヲ得サルモノニ非ス又其支出ニ於テハ間断ナキヲ要スルモノニアラス依テ仮令其一部ハ會計年度ノ初月ニ之ヲ支出シ他ノ一部ハ其末月ニ之ヲ支出スルモ敢テ會計法ニ違フニアラス唯會計ノ主任者ニ於テ僅ニ注意ヲ要スルト復習ノ時日ヲ表ニ見ハシ之ヲ一見スルトキハ會計年度ト同一ナラサルヲ以テ之ヲ些少ノ憾ト為

スニ過キス此些少ノ憾アルカ為メニ信ヲ人民ニ失ヒ又兵ノ実力ヲ維持スル能ハサルニ至ルハ其憾ノ大小輕重果シテ如何ソヤ故ニ復習ノ期ハ會計年度ノ如何ニ関セスシテ可ナリトス因テ左案ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

御指令案

上申ノ趣難及詮議候事

明治十八年四月九日

(注記1)

〔陸軍省送甲第三六〇四号〕行政(抹消)九四号〔法制局甲第三四七号〕

〔大〇号・九月十三日〕(落合)

(注記2)

〔小郷(牧)口(加藤)水野〕
〔印・印・印・印・印〕

(注記3)

〔法制局〕〔行政部〕〔法制部〕〔印〕(尾)

(注記4)

〔一〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔甲六八〕

(注記6)

〔陸甲六八号〕

(注記7)

〔陸甲六八号〕

(注記8)

〔濟〕

(注記9)

「参照」

(注記10)

「参照」

(下札1)

「第二十四条中「一区ヲ設ク」ノ下ニ「又警備隊ヲ置キタル島嶼ハ各別ニ一区ト為ス」ノ二十字ヲ加フ」

(下札2)

「第十一条第十二条第十八条第二项第十九条中「小学校」ノ下第二十条第三项第五项中「学校」ノ下ニ各左ノ十九字ヲ加フ

(大山) 花押

及ヒ文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校

(下札3)

「第八条第二项ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壮丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地方ニ於テ服役セシム但在當時間ハ一個年以内トス」

【公文類聚 第十編 明治十九年 卷之十六】 2A, 11, 262